

介護老人保健施設おおやけの里通所リハビリテーションのご案内

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 おおやけの里
- ・開設年月日 平成12年1月18日
- ・所在地 京都市山科区大宅向山10番5
- ・電話番号 075(575)4111 ・ファックス番号 075(575)4114
- ・施設長名 片野 智子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2654180021号)

(2) 通所リハビリテーションの目的と運営方針

通所リハビリテーションは、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも長く家庭での生活が送れるように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 おおやけの里の綱領]

社団法人愛生会 介護老人保健施設おおやけの里は、公益法人としての設立趣旨にのっとり、山科地域の中核施設として、地域住民の健康を守るため、すべての職員の行動の基準として以下の綱領を定める。

- 1 利用者の生活と療養指導に、誠意と愛情をもって最善の努力を払わなければならない。
- 2 利用者の信頼を高める努力を続けるとともに、療養記録の整備と保管に努め、業務上知り得た秘密を守らなければならない。
- 3 思いやりのある温かい看護・介護を維持発展させるため、たゆみない看護・介護の研究と技術の習練に努め、常に資質の向上を図らなければならない。
- 4 施設の持つ社会的任務を自覚し、その管理運営を堅実に行なわなければならない。
- 5 利用者に対して家庭生活への復帰や、円滑な日常生活を援助するため努めなければならない。
- 6 施設内における看護・介護・リハビリテーションにとどまらず、介護保険制度下での地域の介護システムにおける位置づけを認識し、ほかの施設や福祉機関と協力して利用者への市区町村の支援事業・在宅医療・訪問看護及びリハビリテーション・訪問介護・在宅介護の支援の面にも積極的に参加し、地域住民の健康増進と生活の質の向上に努めなければならない。
- 7 全国的、さらに国際的な視野に立って医療および福祉の動向を知り、その一翼を担うものとして行動するとともに、地球環境の保全に努めなければならない。

(3) 通所リハビリテーションの職員体制

職 種	人員配置基準 (利用定員40人以内の場合)	現員数 (定数)
医師（老健施設長）	1人以上（医師兼務）	1人以上
理学療法士または作業療法士	1人以上	1人以上
看護職員	4人以上	1人以上
介護職員		6人以上
運転手		業務委託（2人）

(4) 営業日及び営業時間

- (1) 日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
- (2) 営業日の8時30分から17時25分までを営業時間とする。

(5) 通所定員 38人

2 サービス内容

- (1) 通所リハビリテーション計画または介護予防リハビリテーション計画の立案
- (2) 食事（＊食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12時00分より
おやつ 14時15分頃より
- (3) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護
- (6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (7) 相談援助サービス
- (8) 理美容サービス（月2回 別途料金をいただきます。）
- (9) 行政手続代行
- (10) その他
＊これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称 （一社）愛生会山科病院
住 所 京都市山科区竹鼻四丁野町 19 番地の 4

・協力歯科医療機関（1）

名 称 三井歯科
住 所 京都市山科区大塚北溝町 45-2

・協力歯科医療機関（2）

名 称 かねだ歯科医院

住 所 京都市山科区音羽野田町 7-5 進和山科ハイライフ 2F

◇ 他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態や、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

・飲酒及び喫煙及び食品の持ち込みは禁じております。

・所持品・備品等の持ち込み

持ち物には必ずお名前をご記入ください。持ち物の紛失・破損については、責任を負いかねますので予めご了承ください。

・金銭・貴重品の管理

原則として、ご本人もしくはご家族の方をお願いいたします。

・受診

サービス利用時間内では、医療機関の受診はできませんので予めご了承ください。

・施設内での宗教活動はお断りしております。

・ペットの同伴はお断りしております。

5 非常災害対策

・防災設備 スプリンクラー設備、消火器、消火栓、非常警報設備、誘導灯、
自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備、防火扉、火災通報装置

・防災総合訓練 年2回 実施

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 075- 575- 4111 内線 113）

＜当施設以外の相談窓口＞

山科区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 0 7 5 - 5 9 2 - 3 0 5 0

伏見区役所醍醐支所 保健福祉センター健康長寿推進課 0 7 5 - 5 7 1 - 0 0 0 3

京都府国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口 0 7 5 - 3 5 4 - 9 0 5 0

8 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。